参考資料３

大阪市都市景観条例の改正案について（概要）

１　条例改正の目的

大阪市景観計画の変更に併せて、景観法のほか、独自条例や要綱等によって実施してきた景観施策を抜本的に整理し、景観法の諸制度についてさらなる活用を図るとともに本市独自の景観施策の拡充に向けて、大阪市都市景観条例の一部を改正する。

２　条例改正の内容

今回の条例改正では、(1)現行条例・要綱等による市独自の制度のうち可能なものは景観法に基づく制度へ移行するとともに、(2)景観法の諸制度の活用のために必要な規定（委任規定）を定める。加えて、(3)これまで実施してきたきめ細やかな協議・誘導をより充実させるため、本市独自の新たな制度等を条例に定める。その他、(4)責務等に関する規定を定める。

（１）景観計画の届出制度への移行（現行条例規定の廃止）

- 大規模土木構造物の建設等に係る協議及び届出（現行条例第 15 条）については、景観法第 16 条第１項の届出の対象（景観計画区域内の届出制度（工作物）へ移行）とするため規定を廃止するとともに、別表（届出を要する行為を定める表）に規定を追加する。
- 景観形成推進計画（現行条例第５条）、景観形成地域（現行条例第６条）の指定及び方針については、景観法第８条に基づき定める景観計画の中で一体的に定めることとするため、これらに関する規定を廃止する。

（２）景観法の諸制度のさらなる活用（委任規定の新設）

- 景観法第 16 条第１項第４号の「条例で定める行為」として屋外広告物条例の許可の対象とならない小規模な屋外広告物やガラス面（屋内）に設置される広告物の届出行為を規定（改正条例第 15 条）
- 景観法第 17 条第１項の「条例で定めるもの」として特定届出対象行為を規定（改正条例第 20 条）し、変更命令等の処分を行う場合の手続きを規定（改正条例第 21 条）
- 景観重要建造物及び景観重要樹木について、指定後に必要となる手続きを規定（改正条例第 28 条、第 30 条、第 32 条）するとともに、管理の方法の基準を規定（改正条例第 29 条）

（３）現行条例・要綱に基づく制度の継承・充実

- 景観法第 16 条第１項又は第２項の届出について、これまで要綱に基づき行政指導として行っていた事前協議や完了の届出等の規定を条例上の義務として位置付ける。（改正条例第 13 条、第 17 条）
- 「市民景観協約」（現行条例第 22～24 条）については、「地域景観づくり協定」に名称を改めるとともに、現行の認定制度を充実させる。（改正条例第 36～43 条）

（４）責務等に関する規定の新設

- 総則に、本市、市民等の責務等に関する規定を新設（改正条例第３～８条）

３　経過

・景観計画変更のパブリックコメント：平成 28 年 9 月 20 日～平成 28 年 10 月 19 日
・都市計画審議会の意見聴取：平成 28 年 12 月 16 日
・景観計画変更告示：平成 29 年３月下旬予定（条例改正公布時期と同時期）

４　条例施行日

平成 29 年 10 月 1 日施行